

水道水のモニタリングに係る検査費用の賠償について

平成 26 年 10 月 14 日
東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、本件事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

水道事業者さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、現在では、平成 23 年 3 月から平成 26 年 3 月までの間に被られた弊社事故と相当因果関係が認められるご損害につきまして、賠償金のお支払いを鋭意進めているところでございます。

このたびは、水道事業者さまの平成 27 年度以降（平成 27 年 4 月から）の水道水のモニタリングに係る検査費用の賠償に対する弊社の考え方につきまして、下記のとおりお示しさせていただきます。

引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 水道水のモニタリングに係る検査費用の賠償に対する考え方

現時点では全ての水道事業者さまにおいて、水道水のモニタリングに係る検査結果としては、放射性セシウムが検出されない状況（N/D）が継続していると認識しております。

上記を鑑み、平成 27 年度以降に実施される水道水のモニタリングに係る検査費用につきましては、政府指示※を踏まえ、3 ヶ月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されない場合は、原則 3 ヶ月に 1 回までの検査を必要かつ合理的な範囲とさせていただき、賠償金としてお支払いさせていただきます。

上記以外についても本件事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、個別にご事情を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

※「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日、厚生労働省指示文書）より内容抜粋

6. 水道水のモニタリング及び検査法

(1) モニタリングの方法

エ. 検査頻度

水道水による放射性物質の年間被ばく量を把握する上で必要な頻度として、原則として1ヶ月に1回以上検査を行う。

ただし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等に関しては、降雨、雪解け等の高濁度時における十分な情報が収集されるまでの間は、地方公共団体、水道事業者等の検査体制に応じて、1週間に1回以上を目途に検査し、水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び水道水の水質結果が管理目標値を十分下回っていることを確認した後に、1ヶ月1回以上の検査とする。また、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域等の放射性セシウムが大量に沈着している地域及びその下流域等といった今後の除染活動、草木の腐植等によって放射性セシウムを吸着した土壌粒子や溶存態の放射性セシウムが公共用水域に流出して水道水源に到達するおそれのある水道事業者等については、必要に応じて検査頻度を高める。

十分な検出感度による水質検査によっても3ヶ月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3ヶ月に1回に減ずることができる。

オ. 検査頻度及び検査地点を減ずることができる場合

水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び浄水の水質検査結果が管理目標値を十分下回っていること及び浄水発生土中の放射性セシウム濃度から推計される水道原水中の放射性セシウムの放射能濃度のオーダーが管理目標値に比べて十分低いこと等が確認された水道事業者等にあつては、当該水源への放射性セシウムの混入レベルが十分低いものとして、検査頻度及び検査地点をさらに減ずることができる。

また、流域単位で代表性のある箇所での水道原水のモニタリング体制が整っている場合には、代表性のある箇所における水道原水の水質が、その水源を利用する全ての水道事業者等の水道原水の水質とみなしても差し支えないと考えられるため、代表性のある箇所における水道原水の放射性セシウムの濃度レベルが十分低い場合には、その水源を利用する水道事業者等が実施した水質検査結果を他の水道事業者等が活用することにより、検査頻度及び検査地点を減ずることができる。水道用水供給事業者から受水している水道事業者は、当該水道用水供給事業者の浄水又は水道原水の水質検査結果を活用することが可能である。

以上